

開放処遇とその問題点

辻 本 義 男

一 はじめに

今日の犯罪者処遇は、多種多様な施設外処遇の考案、開発と施設内処遇の内容の充実の二方面で大きな発展を見せている。開放処遇⁽¹⁾はこの二つの流れの合流点に位置して、自由刑における拘禁の問題と処遇の問題が交錯し、刑事政策的にまだまだ検討されなければならない問題を多く残しつつも、長年にわたる矯正処遇の遺産を振り切って新しい矯正の新天地を開くべく生まれてきたものである。筆者は、一九八七年一二月、台北市で開催された第五回アジア太平洋地区青少年犯罪問題会議に招聘された際、畏友、呉憲璋中華民国法務部科長の案内により矯正施設を参観する機会を得たが、なかでも自強外役監獄、および明德外役監獄の参観で、開放処遇がもはや理論の段階でなく、すでに実践の段階にあって、かつ着実な発展をとげつつあるのをみることができた。⁽²⁾

以下において、これらの施設での見聞を素材として、開放処遇の問題点について検討を加えたい。

(1) 公用語では「開放的処遇」の語が用いられているが、これは「完全な開放そのものではないが、開放に準じるものも含める」ことを意味しているようである。刑事施設法案では「施設外処遇」の語を用いている。ここでは、従来の慣用に従って「開放処遇」の語で統一する。

(2) 現在、中華民国台湾省（以下、台湾と略す）には、(a)台湾武陵外役監獄、(b)台湾明德外役監獄、(c)台湾自強外役監獄の三施設がある。

(a)の前身は台東外役監獄農場であったが、一九七一年七月に独立して武陵外役監獄として設置されたもので、台東県鹿野郷瑞豊村明野二号にある。農地面積は一〇二ヘクタール、収容定員は六〇〇名。設置以来十数年の間に外役監獄の効果を十分に発揮し、社会からも好評を得ているとされる。(b)は、もと台南監獄山上外役分監であったものが一九八五年七月に明德外役監獄として設立されたもので、台南県玉峯村明德山荘一号にある。その土地面積は約五四三ヘクタールで、収容定員は五〇〇名（男子のみ）であるが目下建設中の房舎の完成時には、一、〇〇〇名となる。(c)は、法務部民國七四年（一九八四年）二月二四日法七四監字第二四七七号函頒「法務部改善監所設施六年計画」に基づいて設置された三つ目の外役監獄で、一九八八年八月に正式に成立したものである。土地面積は約八六ヘクタール、収容定員四〇〇名。

なお、台湾の外役監獄を紹介したものととして、呉憲璋「台湾における開放処遇について」(『CCD』三九号)、松井千秋「台湾——意欲的な開放処遇の実践」(『監獄の現在』法学セミナー増刊 総合特集シリーズ四一)がある。

二 開放処遇の意義

開放処遇という考え方は、自由刑に対する反省から出てきたものであるが、自由刑の形式が受刑者の自由の制約である以上、自由刑の現象形態は、まず、受刑者における自由の制約を厳格に遂行すると同時に、自由の制約の限界を明らかにし、自由の制約がその限界から超過することがないように、制度的保障を確実にしておく必要がある。ここに、刑の執行という司法的観念が、行刑という行政的観念とは別に強調される理由がある。しかし、自由刑の現象

は、単なる盲目的な自由の制約にとどまるのではなく、国家権力を背景として強行される自由制約の枠内で、受刑者を改善更生せしめるための措置を講じ、その社会復帰を究極の目標とする様々な処遇が試みられるものでなければならぬ。

自由刑に関する思想は、拘禁中心から処遇中心へと発展してきた。それは、行刑という行政観念を指導する合目的性への考慮が、方法・手段としての合理性、補充性の理念を尊重することを強く要求するため、自由刑における拘禁の問題、とくにその具体的な形式が批判にさらされるようになったということである。すなわち、自由刑は、受刑者を社会生活の場から完全に隔離しなければならないのか、拘禁はその名前通りに厳格に継続されなければならないのか、金銭刑にその分納が認められるように、継続的な拘禁では、なぜ駄目なのか、施設は閉鎖的であればならないのか、開放的であることは許されていないのか、などなど、拘禁にともなう事実上の弊害を回避するための反省と、さらにより良い改善・更生策の追及が、この場面でさまざまの帰結をうみ、さまざまな実験的な方法が考え出され、ここに従来の自由刑の観念からの脱皮が試みられるようになったのである。

わが国においても、監獄法改正は、その基本的方向として「近代化・国際化・法律化」を掲げ、受刑者の社会復帰の円滑化を図るといふ基本的姿勢を示している。その一つのあらわれが、外出、外泊、外部通勤制度等による開放、あるいは段階的処遇による開放的処遇である。

従来の閉鎖的な刑罰の執行のあり方に疑問がもたれ、できるだけ受刑者の生活を一般社会に近似させ、受刑者の改善効果を促進しようとする試みとして開放処遇が注目されてきたのである。

開放処遇については、講義などでよく触れられる割に、文献が少なく、また、その概念内容もこれまで明確に定ま

つていなかった。狹義には、開放処遇とは、開放施設における処遇を意味するが、最近では、これを広くとらえて受刑者が朝、刑務所を出て外部の事業所などに勤務して仕事が終わると刑務所に帰ってくるという外部通勤制や、受刑者が刑の執行停止を受けることなく社会への外出や、社会での外泊を認める帰休制なども含めて用いることが多くなつた。

開放施設とはなにかについて、一九五五年のジュネーブでの第一回国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議での決議の開放刑事矯正施設に関する勧告第一項は、「開放施設は、逃走に対する物的または人的な警備（障壁、錠、鉄格子、武装した看守その他特別の職員）のないこと、及び被收容者の自律心とその属する集団に対する責任感を基調とする制度であることによつて特徴づけられる。この制度は、被收容者に、与えられた自由を乱用することなく、これを享受することを助長するものである。これらの特質こそが、開放施設とその他の施設——中には開放施設と同一の原則に基づいて運営されているものの、そのことを十分に認識するに至つていない施設がある——とを区別するものとなるのである」と定義している。ここでは開放施設であるために必要な二つの要素が打ち出されている。すなわち、一つは、物的・人的な要素で、逃走に対する警備がないことである。これは、従来の伝統的な施設が被拘禁者の逃走さえ防げればよいという趣旨で、常に最大限の保安設備を備えてきたのであるが、今世紀に入つて、矯正思想の進展、また技術的方法の発達、とくに受刑者に対する科学的援用とともに、ある種の受刑者については、そのような最大限の保安設備を要しないこと、さらには、それが受刑者にあたえる心理的な影響から改善・更生の効果が顕著であることが明らかになつたのである。開放処遇は、まずこのような認識のうえにたつて合理的なものでなければならないのである。もう一つの要素は、精神的ないしは倫理的要素で、受刑者の自律心および責任感に全幅の信頼をおくことであ

る。信頼をおくという制度には、すでに十九世紀において、名譽制があり、今世紀の初頭以来、アメリカで試みられ、教育的行刑の技術的方法として最善のものだと考えられてきた囚人自治制がある。囚人自治制は、集团的自治とその所屬集団に対する責任感を基礎とするものであって、今日の開放処遇施設の要素とされているところと本質的にはならん変わらないものである。しかし、従来の囚人自治制は正直なところ失敗であった。多くの実務家も囚人自治に消極的な態度を示している。国連の被拘禁者処遇最低標準規則も、規律維持に関して被収容者に特別な地位を与えることを禁止している。⁽²⁾したがって、おおくの国は、被収容者に自治を許すというより、処遇への関心と自発的協力を求めるという方向に傾いていったのである。

なぜ、囚人自治制は失敗したのであるか。筆者は、囚人自治制がその基本観念において正しいことを信じている。失敗はその基本観念にあったのではなく、その運用にあったのである。⁽³⁾第一に、囚人自治制は適正な分類を前提として運営されたものではなかった。第二に、それは旧来通りの厳しい戒護主義の下で試みられたものであった。開放処遇は、信任・信頼の制度を従来の囚人自治制よりもさらに合理的に、そしてなによりも自然な形で実現しようとするものなのである。したがって、保安設備を欠けば、受刑者の自律心、責任感に頼らざるをえなくなるので、単に、保安設備の欠如だけで開放処遇の定義は十分であるといえる。

国連の勧告を厳格にとらえると、すこしでも戒護のつけられた構外作業や、自然的環境から逃走することが困難な場所をえらんで設けられた施設などは開放的施設であっても、開放施設とはいえないことになる。すくなくとも開放制のうちで、通常、被収容者が作業時間外に、逃走防止用の設備をしてある施設の内部を自由に遊歩できるものを指

す半開放は、逃走防止用の設備をして被收容者に対する警備を配慮するかぎりにおいて、それは、第一回国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議の決議の定義によればこうした警備があつてはならないのであるから、開放施設ではなくなり、半開放といわれるものはここでは排除されてしまうことになる。しかし、国連会議の定義の役割は、いままで曖昧に考えられていた開放処遇を、開放施設を明確に定義することによって、浮き上がらせようとする意図で行われたものであると理解することができる。このように考えると、国連会議の定義は典型的な開放施設の模範を示したものであつて、各国がそれぞれの国情に應じて、その模範に近づく努力の過程で実施を試みる、半開放的なものを排除して考える理由はないとおもわれる。⁽¹⁾したがつて、ここでは開放施設の概念を広くとらえ、広義には、開放処遇は、前述したように伝統的な監獄内での閉鎖的処遇の弊害を除去し、できるだけ一般社会の生活条件に近づけ、收容者の改善効果を図ろうとする処遇として把握し、開放処遇は単に、開放施設内における処遇だけを指すのではなく、伝統的な閉鎖施設から脱皮して、理想的な開放制度に近づこうとする努力を示すものの総称として考えていきたいとおもう。

- (1) 法務省矯正局編『資料・監獄法改正』（矯正協会 一九七七年）二五四頁。
- (2) 被拘禁者処遇最低規程規則第二八条(1)いかなる被拘禁者も、施設の業務において、規律の維持に関与するいかなる地位も与えられてはならない。(2)しかしながら、この規定は、被拘禁者の自治に基礎をおく制度の適当な活用を妨げるものではない。この制度では、特定の社会的、教育的もしくは体育的活動またはその責任が、職員⁽³⁾の監督のもとに、処遇上の目的から組分けされた被拘禁者に任される。
- (3) 正木亮『新監獄学』（一粒社 一九六八年）三〇一頁以下、とくに三六七〜三七三頁。なお、一九七〇年代に欧米で見られた受刑者組合運動において、囚人自治制がその基本観念において正しかったことが実証されている。なお、アメリカの受刑

者組合に関しては、松本照雄「米国における受刑者組合について」(『刑政』八九卷二号)、辻本義男「アメリカにおける受刑者組合の発展」(『犯罪と非行』三六号)、同「受刑者の権利宣言」(『犯罪学研究会誌』二号)、同「自助の組織としての受刑者組合」(『犯罪学研究会誌』四号)、石塚伸一「受刑者組合」(『比較法雑誌』一七卷三号)。ヨーロッパの受刑者組合については、M・フィッツジェラルド(長谷川健三郎訳)『囚人組合の出現——イギリス囚人運動史』(法政大学出版局 一九七九年)、藤本哲也「北欧における刑務所改善運動」(『比較法雑誌』一二卷二号)、須々木圭一・辻本義男「被收容者の権利を擁護する組織PROPP」(『比較法学』一二卷二号)、辻本義男「イギリスにおける被收容者の抗議運動とその支援組織」(『刑政』八九卷三号)、同「フランスにおける刑務所改革運動」(『犯罪学研究会誌』三号)、同「受刑者組合の誕生」(『監獄の現在』法学セミナー増刊 総合特集シリーズ四一)参照。

(4) 朝倉京一「開放処遇論」(『刑政』七六卷七号)一四頁。

三 開放処遇を推進する理念

1 開放処遇を推進する理念

前述したジュネーブでの第一回国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議の「開放刑事矯正施設に関する勧告」の第八項は、開放施設の長所として、

「開放施設においては、逃走のおそれ及び被收容者が外界との接触を濫用する危険性は他の種類の行刑施設より明らかに大きいのであるが、これらの短所は、次の長所により十分償われるものであって、これにより、開放施設は他の種類の施設より優れているとされるのである。

(a) 開放施設は、受刑者の社会再適応のためにより効果的であると同時にその身体的及び精神的健康へと導くものである。

(b) 開放施設に固有の弾力性は、規則の自由化として現れる。受刑生活の緊張は和らげられ、それに伴って規律もまた緩和される。更に、物理的拘束の不存在及び受刑者と職員との間のより大きな信頼関係は、受刑者の中に社会的再適応に対する真の願望を喚起するのに役立つものである。

(c) 開放施設における生活条件は、一般の社会生活におけるそれにより近似している。その結果、外界との望ましい接触が更に容易に整えられるし、このようにして、被収容者は、社会とのすべての接触が断たれているのではないことを理解することができる。この点に関連して、例えば、集団散歩、外部チームとのスポーツ競技会、更には単独外出——特に家族との結びつきを保持するためのもの——を留意することも可能となろう。

(d) 同一な処置を採る場合にも、開放施設の方が他の種類の施設よりも少ない費用で済む。それは、特に建築費が安上がりであり、また、農業施設であれば、耕作が合理的な方法で行われるときには、高収入が得られるからである。⁽¹⁾

の諸点を掲げている。

これらの背後にみられる刑事政策の理念を追及していくと、開放処遇を支える理念として刑罰の人道化と犯罪者の社会復帰思想の二点が浮かび上がってくる。以下において、これらの二つの理念と開放処遇との係わりを考えてみたい。

2 刑罰の人道化

まず、刑罰の人道化であるが、刑罰の歴史はその人道化の歴史である。たとえば、死刑を例にとれば、人が人を殺すという刑罰は、最も非人道的なものである。そして、文化が進展するにつれて、人はこの非人道的なものに耐えら

れなくなり、これを人道化しようとする努力を重ねていくようになる。

現在、わが国において死刑を科すことができる犯罪は、刑法で一三、特別刑法で四あるが、実際には殺人罪、強盗殺人罪を除けば、死刑をもって処罰されることはほとんどありえない。最近五年間（一九八四年～一九八八年）の死刑執行の年平均は二名で、これを一〇〇年前の一八八四年～一九八八年の死刑執行数の年平均九四名と比較すればはるかに少なくなっていることがわかる。

死刑をもたない国は、アムネスティ・インターナショナルの調査によると一九八八年一月現在で、全面的死刑廃止国が三五ヶ国、通常犯罪につき廃止している国が一八ヶ国、また最近一〇年間死刑を執行したことがない事実上の廃止国が二六ヶ国で、全世界の約四〇パーセントの国が死刑を事実上廃止している。西ヨーロッパでは通常犯罪につき死刑の廃止を定めたヨーロッパ人權規約の第六議定書が発効し、欧州理事会加盟各国は死刑を廃止するか、理事会を脱退するかを選択を迫られている。さらに国連総会でも、一九八七年一二月の総会で死刑に関する討議が行われ、一九八八年の総会においても継続して討議することにした。そして、国連の経済社会理事会の委託によりオックスフォード大学犯罪学研究所のロジャー・フッド所長が作成した「死刑問題と当該問題に対する犯罪学の新しい寄与」と題する一一二頁におよぶ報告書が国連犯罪防止規制委員会に提出された。また、国連犯罪防止規制委員会は国連加盟国がすべての死刑事件について必要的上訴と上級裁判所の再審理とを規定し、死刑の宣告あるいは執行の上限年齢を明定し、量刑あるいは執行の段階を問わず精神薄弱または極度に限定された精神能力者に対する死刑の免除を定めることを求めた勧告を国連社会経済理事会に送付した。これらの勧告は一九八九年初めに国連経済社会理事会で検討されることになっている。

このように、世界が死刑の廃止にむかってすすんでいることは否定できないところであるが、必要悪として死刑を存置している国でも、その執行にさまざまな工夫をこらして、執行を受ける者にも、執行を行う者にもできるだけ残酷な感じを与えないような努力がなされてる。もちろん、生命を奪うこと自体の残酷さは別問題としてであるが。

他の刑罰についても同じことがいえる。刑罰の人道化とは、受刑者の人間性の尊重ということであり、刑罰の執行から不必要な苦痛、屈辱的な要素を除去するということである。刑法理論や一般人の社会通念などから、刑罰の本質が応報であるという点は否定できないとしても、応報の内容が歴史的、文化的に変容されるべきであり、憲法の人権尊重の原理を振り返るとき、より一層、不必要な苦痛は除去されねばならないものである。このような観点から考えると、拘禁刑の不必要な苦痛は具体的に何かの問題が残るが、一般に刑罰の効果に無関係な苦痛は、取り除いてもよいということになる。そして受刑者に対する種々の開放処遇は望ましいものであって、逃走防止手段が欠けても、逃走するおそれのない受刑者には、極力、開放処遇を行うことが、妥当であるということになる。

3 社会復帰思想

つぎに、行刑が犯罪者の改善更生を目的とする限りにおいて、開放処遇の効果はどうかの問題を考えなければならぬ。

社会復帰思想は、受刑者がやがて社会に復帰することから、社会に適應する能力を育成することが行刑の大きな役割であるとするものであるが、それは決して平坦な道を歩んできたわけではない。最近では、一九七〇年代に社会復帰思想に対する批判がみられる。それは社会復帰を目指して、施設内での生活をできるだけ僻地の外の生活に合わせて改善し、施設の人的・物的な充実を実現し、いたれりつくせりの施設内処遇を行ってみた結果、通常の犯罪者処遇を

行っている一般の施設から釈放された者と比べて、再犯率において余り差異が認められないという事実から出たものである。要するに、十分な投資に見合う効果があがらないことに対する不満・非難が、主としていまままで積極的に社会復帰の政策を導入していた国であびせかけられたのである。そこで、刑罰は、犯人が犯した罪の限度で言い渡し、それを厳正に執行するほうが正義にかなうという主張がなされるようになった。いわゆる「正義にあった矯正」あるいは「応報行刑」とよばれるものである。しかし、それらの国で社会復帰行刑が失敗に終わったのは、まずもって行刑自体の失敗ではなく、政策のあやまり、あるいはもともと根本的には出所者を受ける社会の病的状況が、その社会復帰を妨げたのであると考えられる。

一方、わが国では、これら社会復帰の政策を積極的に行ったと言えるほど、積極的に社会復帰行刑を行っているとはいえない。むしろわが国の場合、社会復帰行刑にはまだほど遠いというのが実情で、現に犯罪者から自由を奪うのは当然とばかり、自由の制限、剥奪が自由刑の執行の名で行われている。自由刑の執行は、端的にいえば、行動の自由、移動の自由を奪うことであり、それに伴った自由の制限の範囲内にとどめるべきものである。受刑者に対する処遇は、受刑者の意思に反して矯正しても効果があがらないのは当然である。社会復帰のための努力をしようという意欲を喚起することが必要である。これらの点から考えると、わが国においては、今日、社会復帰思想は行刑の根本原理として一般に承認されてきており、一層、推進されるべきものとして認識されているものといえる。⁽³⁾

前述のジュネーブでの第一回国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議が採択した「開放刑事矯正施設に関する勧告」は、開放処遇は「受刑者の社会再適応に、効果的で、かつ、心身の健康を増進する」ものであるとし、さらに「自尊心と責任感の訓練には、伝統的な監獄にみられる抑圧状態よりも、より正常で人間らしい開放施設における生活のほうが

適している」としている。そして、この開放処遇は、行刑施設がもつ二律背反する根本的矛盾を解消する利点をもっている。というのは、行刑施設は一方で拘禁の確保をいいながら、他方で社会復帰をとなえるという使命を背負っているからである。ここでは、刑務官は監視者でかつ教育者でなければならぬのである。拘禁確保のためには、収容者を完全に信頼することは許されず、疑うことが保安の基本となる。他方、社会復帰をめざす教育は刑務官と収容者相互の信頼なしには行われない。開放施設は「人を拘禁しておいて、自由のための訓練はできない」という言葉が示すように、社会復帰のための処遇を、社会から全く隔離して行うことは矛盾であるとして、拘禁確保の努力を大きく後退させ、受刑者の再社会化、社会復帰を考えて施設全体を、収容者の助言者、教育者あるいは協力者として機能させようとするものである。ここにおいて、社会復帰思想は、開放処遇を推進する理念の一つとみることができるのである。

(1) 前掲 法務省矯正局編『資料・監獄法改正』二五五頁。

(2) アメリカにおいては、従来の処刑方法が残虐に過ぎるとして、一九七七年に「残虐にみえない処刑」(sanitary execution)として、麻酔作用をもった化学薬品と混合した即効性のバルビットル塩酸剤を静脈に注射して行う致死薬処刑が採用され、一九八八年末現在、一六州がそのみ、あるいは他の処刑法の代替として用いている。

(3) 宮澤浩一「受刑者処遇制度」(『法律のひろば』三五卷八号)七頁。

四 開放処遇を推進する理念の検討

1 社会復帰思想の検討

従来、刑罰の人道化と社会復帰思想は、手を取りあって開放処遇を促進してきたと考えられていたが、最近この両者の結びつきに種々な点から疑問が呈示されてきた。⁽¹⁾そこで、開放処遇を推進していくための理念として、社会復帰思想は必要なのかを検討していきたいとおもう。

批判のなかには、開放処遇が受刑者の社会復帰、ひいては再犯率の低下に役立つということは疑問であるとするもの⁽²⁾、さらには、開放処遇など従来の拘禁の緩和化をもたらした要因は、犯罪者を人道的に取り扱う寛容な態度の出現が生み出したものであり、社会復帰思想が開放処遇を推進してきた理念と考える裏付けに乏しいとの指摘がある。⁽³⁾たしかに、開放処遇はわれわれの先人の経験によって生み出されたもの、すなわち歴史的・経験的産物であると考え⁽⁴⁾ると、社会復帰思想と開放処遇との結びつきを裏証することには困難な面がある。歴史的・経験的にみて、開放処遇の確立のきっかけというだけで、果たしてこれから先どれだけ開放処遇を拡大していけるかは疑問としなければならぬ⁽⁵⁾。

開放処遇を一步でも拡大するためには、国や社会のなかで行われる様々な政策の中で、開放処遇がどのような意義を有するのかを、一般社会の側に認知させようような形で示す必要がある。そのためには、開放処遇を推進させるための理念を見定めておくことが是非必要なことなのである。

まず第一に、開放処遇の理念から社会復帰思想を除いた場合どのようなことになるのかを検討しなければならぬ。いま、開放処遇適格者の判定にあたって、社会復帰の見込みや可能性という個々の受刑者のニーズによる分類調査は不要だということになると、開放処遇は人道的立場からすべての受刑者に平等に許可されることが本来の姿ということになる。⁽⁵⁾

確かに、開放処遇は刑罰の人道化に深く根ざしたものであることは否定できない。しかし、開放処遇の理念が人道化のみであって、とにかく受刑者の自由を拡大して、矯正職員の干渉をできるだけ排除するものであるとすると、矯正にたずさわる人々の士気の低下、墮落だけではなく、受刑者自身にとっても安易かつ無目的な日々が予想され、自由の乱用のおそれさえ考えられる。

社会や世論は決して受刑者や刑務所にあまいものでないことは、⁽⁶⁾死刑の世論調査で死刑存置に賛成の者が常に六〇パーセント以上を占め、また各地で刑務所移転運動が行われていることなどからもうかがうことができる。社会に受刑者を人道的に取り扱う態度があるとしても、それが直ちに開放処遇を拡大すべきであるという寛大な状況にあるかは、現在もそして未来においても定かではない。「刑罰の起源はもともと応報的なものであり、その効用的とらえ方としては威嚇作用を重視して考えられている状況下で、外部通動、外出、外泊等を活発に実施するとすれば、現在の市民の常識的感情からして、かなりの違和感をもって迎え入れられるのではないか」⁽⁷⁾との指摘さえあるのである。

しかし、現在行われている開放処遇では、いずれも受刑者にとっては、自己に科せられた刑罰の意義を体得し、自己訓練することに重点が置かれており、かえって厳しい刑罰の執行の面が強調されている。社会に適合できなかった受刑者からすると、社会から隔離されて他律的、受動的に同じ境遇にある仲間とだけ受刑生活をしている方が、受刑者の身分を晒して社会と接触するより心が休まるかもしれない。自律心と責任感が強く求められ、そのような意味で厳しい訓練に立ち向かうことは、やはり改善・社会復帰という行刑に生命力を与える目的ゆえになされるのではないであろうか。このように考えると、社会復帰思想は刑罰の人道化とならんで、開放処遇を推進する理念として認識しておくべきものと考えられる。

2 刑罰の経済性

また、開放処遇を推進する理念とはいえないが、開放処遇を生み出したものは刑罰の経済性であり、開放処遇の歴史はつねに刑罰の経済性であって、開放処遇の発展の歴史は、それが労働力の不足に対処するか、過剰拘禁緩和という社会的経済的条件によって実現したものが大半である。一般には刑罰の人道化⁸⁾ヒューマニズムの思想と受刑者の社会復帰という刑事政策的観点が開放処遇を導いたといわれる。現在の時点においては、開放処遇を推進しようとする人達がこの二点を論拠にしていることに異論をほさむわけではないが、ことがらの歴史的展開に則して考えるとき、開放処遇を刑罰の人道化と受刑者の社会復帰でのみ理解することには若干の疑問を感じる。歴史的にみれば、人道的発想あるいは社会復帰思想によってのみ推進された開放処遇は皆無に等しい。これはわが国においても同様で、第二次世界大戦の際の「造船隊」や戦後の「北海道開発発名誉班」などは、たとえ一部の人たちのなかで刑罰の人道化への努力があったとしても、前者は戦争の遂行という、そして後者は戦後の苛酷な過剰拘禁緩和という理由によるものであって、全体的には人道的ということばからはほど遠いものであったことは、歴史が明らかに示しているところである。ただ、ここでは今後刑罰の人道化、および社会復帰思想にもとづいて開放処遇を推進しようとするならば、それは必ずしも経済的なものではなく、かえって閉鎖施設より、多額の費用を要するものになることに留意しなければならぬことを指摘するにとどめる。

(1) 宮澤浩一「行刑思想の発展と動搖」(石原明・佐々木史朗・西原春夫・松尾浩也編『現代刑罰法体系 第七巻 犯罪者の社会復帰』日本評論社 一九八二年)三頁以下。

(2) 柳本正春「開放処遇」(朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木國之編『日本の矯正と保護 第一巻 行刑編』有斐

閣 一九八〇年）二七五頁。

- (3) 吉岡一男「監獄法の改正と処遇理念」『法学論叢』九五卷五号）一五頁。
- (4) 朝倉京一「開放処遇論」(前掲『刑政』) 一三頁。
- (5) 石川正興「再社会化行刑に関する考察」(『早稲田法学会誌』二八卷) 一一頁。
- (6) 『昭和六二年版 犯罪白書』第四章は「犯罪者に対する対応の在り方一般についての国民の意識」と題して、犯罪者処遇の在り方についての調査結果を公表している。それによれば、犯罪者一般の扱いについて国民の八割以上が、厳しさを基調とした処遇に賛意を表しているといえることができる。(『昭和六二年版 犯罪白書』三四一頁以下)。なお、仮釈放者の犯した犯罪に対する社会の反応なども、国民の関心がどの辺にあるかを示唆するものがある。
- (7) 柳本正春「開放処遇」(前掲『日本の矯正と保護 第一巻 行刑編』) 二七四頁。
- (8) 戦時の行刑に関しては、大井久「戦時行刑」(前掲『日本の矯正と保護 第一巻 行刑編』) 三五頁以下。なお、矯正協会編『戦時行刑実録』(矯正協会 一九六六年) 参照。台湾の外役監獄においても、その基本的な精神は自由刑の弊害を排除し「刑止一身、罰不及孥」(刑は一身にとどまり、罪は家族に及ばず)の人道主義的科刑原則の尊重にあるが、人的資源を有効に利用することによる国家と地方の開発の推進が主要な目的とされている。

五 開放処遇の問題点

1 法的な問題

(1) 開放処遇は自由刑の執行か。

刑法の「懲役は監獄に拘留し定役に服す」(刑一二条二項)、「禁錮は監獄に拘留す」(刑一三条二項)「拘留は……拘留場に拘留す」(刑一六条)を根拠として、開放処遇ははたして自由刑の執行かという批判がある。とくに帰休制や外部通勤制は「身体に対する現実の実力支配」を意味する拘留には含まれないので、裁判の正しい執行ではないと批判さ

れている。⁽¹⁾ また、開放処遇が自由刑の本質的な要素である自由の剝奪という刑法のいう拘置概念に相当するかという面からの批判もある。この点に関して、アメリカの外部通動制が、いわゆるヒューバ法方式によって、刑罰の一種として裁判所によって言い渡されるものであるとすると、法が外部通動を刑罰の内容として認め、裁判所がこれを科すのであるから、さきのような批判は出てこないとされるが、それでも、帰休制は、開放施設処遇は、と疑問が湧いてくる。しかし、細分化された多くの処遇形態・方式のすべてを裁判所の判断に委ねるということは現実的でないとも考えられる。この点に関して、改正刑法草案の審議の際、自由刑の本質的な要素である自由の剝奪という点については、今後の行刑において、開放処遇あるいは半開放処遇、帰休制、外部通動など、受刑者の改善・更生のために必要な新しい制度をなるべく活用するのが望ましいとする立場から、刑事施設への拘置という点を緩和する余地を明文で認めるべきであるという意見もあったが、「刑事施設に拘置する」(草案三五条)と規定しておいても、物理的に身体を拘束しておくという狭い意味に解する必要はなく、緩和された処遇方法を排除する趣旨ではないとされた。⁽²⁾ すなわち、拘置の担保としては、塀や鉄格子という物的設備や、刑務官による監視という人的手段ばかりでなく、間接的あるいは心理強制的担保〔たとえば逃走罪(刑九七条、九八条)や、刑事施設法案一六八条、一六九条に定める、いわゆる不帰所罪など〕もあり、物的あるいは人的な手段を欠いても受刑者の拘置をうける義務がなくなるわけでないかぎり、開放処遇をもって拘置概念に反し、自由刑でないとする必要はない。

(2) 逃走への対処

わが国で、従来行われてきた開放処遇に関する限りは、逃走者はほとんどみられなかったといわれる。これは、むしろ收容者の選定が厳格であったことに由来するものとおもわれる。しかし、逃走者の続出によって社会問題が生じ

るといふことになる、かえって開放処遇の波が退いてしまふおそれがある。開放処遇における逃走者の問題は、開放処遇適格者の選定と、職員の指導力に対する一つの回答という意味をもつものである。⁽³⁾

(a) 職員の責任

開放処遇は、本来、逃走防止設備をもたないものであり、また、施設は収容者に自律心、自制心を教えることを目的としているのであるから、逃走があつたからといって、即、職員の責任を追及することはできない。責任がとわれるとすれば、職員の故意または重大な過失の場合に限られるであらう。それよりも、逃走は、職員の日常の指導についての評価であると考へれば、職員は厳しくその面でその職責を問われなければならない。

(b) 逃走者の処罰

一は、信頼されて開放処遇を受けているのに、それを裏切つて逃走したのであるから通常よりも重く処罰すべしとするもの。二は、開放処遇は逃走の危険をおかしてでも処遇効果を追及するものであり、また開放処遇には逃走の機会も誘惑も多く、このような状態に収容者を置いたのは当局であるから、すくなくとも単純逃走は不処罰にすべきであるとするとするもの。三は、閉鎖施設からの逃走と同じに考へる。の三つが考へられる。

一の考へは、感情的であり、形を変えた応報であり、二の考へは、先にふれたように開放処遇も自由刑であるから、その本質に反することになり、結局、三の考へが、逃走した者は、みずから開放処遇に適しないものであることを証明したのであるから、妥当である。この場合、この逃走罪に対して通常の刑罰が科せられれば、さらに懲罰を考慮する必要はないと考へられる。⁽⁴⁾

2 事実的な問題

(1) 開放処遇の失敗の防止

開放処遇において、職員の指導が不適切な場合に、施設の規律が紊乱し、なにとのための開放処遇かという場面が生じることは、欧米の映画や、テレビでよく目にするものであるが、この対策として受刑者の指導・観察などに優れた能力をもつ優秀な職員の確保が最重要である。そのためには、⁽⁵⁾職員の研究と訓練のために十分な予算と時間を注ぎこまなければならぬ。また、ハーフ・ウェイ・アウト・オブ・ザ・ウォールとしての開放処遇だけでなく、必要があれば、ハーフ・ウェイ・イン・ツー・ザ・ウォールとして、開放処遇から施設処遇へ移行する原則も確立しておくべきである。

(2) 受刑者の選択の問題⁽⁶⁾

開放処遇の成否は、それに編入される受刑者の選択にかかっている。そのためには、分類調査の正確さとそれに基づく個別的処遇計画の適切さが重要な問題となる。しかし、分類調査に基づいて適格者を選定することになってはいるが、今日の科学的水準ではまだ受刑者の人格調査に絶対的正確さを主張できるまでにはいたっていない。ここに閉鎖施設に残された受刑者が差別的に処遇されたと主張する根拠がみいだされる。その意味では、開放処遇ではなく、閉鎖処遇をどのように改善するかの本来的課題を軽視することができない。

3 開放施設の位置

今日のわが国においては、開放施設は就業の機会の多い都市またはその周辺部にあることが望ましいことはいうまでもない。しかし、開放施設に対する世論や建築費などを無視することもできない。開放処遇を拒むものとして、市民感情や世論などの社会的姿勢が指摘されている。⁽⁷⁾確かに、犯罪者は他者の重大な生活利益を侵害した者であって、

みずから招いた行為の報いを受ける者として同情の声は少ないものであり、社会一般の行刑に対する態度は無関心であるというのが現状といえよう。⁽⁸⁾

従来の犯罪学が、犯罪や非行の行為主体や行為状況に焦点を当て原因論的追及に終始していたことに反省が求められ、ラベリング・アプローチにみられるように、人間の行動に見られる他者⁽⁹⁾社会、国家等の側の反応のあり方を重視して、行為者にラベル付けをする社会の側にも犯罪とは無関係ではいられない点が認識されてきている。このような社会学的発想を加味して、社会に復帰するには、復帰する社会の協力と理解が不可欠であるとして、行刑の社会化を標榜して「社会に根ざした処遇 (community based treatment or correction)」という構想が生まれている。⁽¹⁰⁾

開放処遇拡大のための足がかりとして、とりあえず必要なことは、このような主張を、社会自体にむかって啓蒙していくことである。リストは、「最良の社会政策は最良の刑事政策である」といったが、疾病対策、老人対策、失業対策そして少年非行対策などひとしく犯罪者の社会復帰が社会自身にとって重大な問題であることをあらゆるメディアを通して広め、世論をリードする姿勢が必要になる。この点に関して「開放刑事矯正施設に関する勧告」第六項^(e)は、次のように述べている。

「開放施設の運用に当たっては、一般市民および特に近隣社会の実効ある協力を得ることが必要である。したがって、この目的を達成するためにとりわけ必要なことは、一般市民に、それぞれの開放施設の目的および方法並びに開放施設での処遇制度が被収容者側に相当の道徳的な努力を要求するものであることを周知させることである。この関係において、地方的及び全国的な報道が大きな役割を果たすであろう」⁽¹¹⁾

なお、よく見落とされることであるが、矯正職員やその家族の生活にも十分配慮しなければならない問題があるこ

る「明德山荘」という名の懇親宿舎があった。内部にはシャワー・ルームがあり、備品としてサイドボード、籐製のダブルベッドなどが用意されていて、常時一五〇六名の受刑者がその家族と居住しているとのことであった。

さらに、作業成績が優良な外役監獄収容者に対し、外役監獄条例第二一条第一項により返家探視（帰休）を許可することができる。すなわち、外役監獄収容者で、直系の親族、配偶者あるいはその他の同居の親族を有する者は、(1)毎月の作業成績が六ヶ月法定最高額の八〇パーセント以上に達した者〔累進処遇による作業最高点数の八〇パーセント、すなわち三・二点以上に達した者〕で、(b)連続六ヶ月以上規則違反の記録のない者は、休日或いは祭日に、原則として毎回最高三六時間を超えない期間〔途中時間を含まない〕返家探視が許可される。指定期間内に、正当な理由なく監獄に戻らない者は、その監獄外にいた日数は刑の執行日数に計算せず、また逃走罪をもって論じられる。この返家探視の目的は、作業成績優秀な収容者に、社会に接する機会を与え、自発的な規律遵守の精神を涵養しようとするものである。なお、統計によれば、武陵外役監獄では一九七四年一〇月に受刑者返家探視が実施されて以来一九八四年末までに返家探視を許可された者は一二、三五一名で、一九七六年から一九八五年の間に、指定期間内に監獄に戻らなかった受刑者は二名にすぎなかった。

(4) 外役監受刑人返家探視弁法（中華民國六九年八月二十六日法務部法六九監字第二二七二一号函修正）第七條
返家探視の受刑人が、正当な理由なく指定期間内に帰監しないときは、外役監は即時職員を派遣して調査し、管轄地の法院檢察庁に移送して捜査し、法務部に報告しなければならない。

受刑人が前項の状況にあたるときは、外役監条例第一八条に定めるところによる処置を行ったうえ、月により、級により短縮された日数を全部復活する者とする。

(5) 台湾では刑務官養成のために中央警官学校に犯罪矯治系（刑務官課程）が一九六七年に設置され、中級幹部の養成が行われているが、外役監獄の職員についてはまだ理想のレベルに達するにいたっていないといわれる。

(6) 外役監獄に收容される受刑者の選抜方式

監獄において受刑者が申請を行い、当該監獄で外役監条例第四条所定の条件に合致する者の適格審査を行い、その後法務部に報告する。法務部における再度の審査を通過したとき、その結果を外役監獄に通知し、外役監獄は名簿によって選抜派遣員を派遣し、各監獄の受刑者を選抜する。この選抜は、春、夏、秋、冬の年四回行われる。

外役監条例第四条

外役監受刑人は、監督機関が各監獄受刑人のなかより、左記の各項の規定に適合する者を選抜する。

- (1) 受刑人の徒刑（懲役刑）が三ヶ月を経過し、すでに累進処遇を適用し、その残余刑期が九ヶ月以上の者。
- (2) 反乱、間謀、強盗、烟毒（阿片吸引）、掠奪および刑法第二二三条（強姦殺人罪）、第二七一条（普通殺人罪）、第二七二条（殺直系血親尊親屬罪）の罪を犯したものでない者。
- (3) 累犯でなく、かつ、強制工作（強制労働）処分を受けたものでない者。
- (4) 身体が健康で、行状良好、または専門的な技能を有し、外役作業に適する者。
- (7) 森本益之「受刑者の開放処遇」（『島大法学』一六卷）三三頁、柳本正春「開放処遇」（前掲『日本の矯正と保護 第一巻 行刑編』二七七頁）。

台湾においても、開放制刑務所の設置を周辺の住民は歓迎しないので、外役監獄は都市部を離れた農村部に設置されている。このような農村部では、人口が希薄で一般市民の反対もあまり強くない。外役監獄においては、近隣社会に対して、たとえば、一般民家の建築、清掃、農繁期の収穫作業、地域開発の参加等を行っているために一般社会との関係は良好であり、今日では地域開発への貢献が大きく、一般に広く受容されているようである。

- (8) 『昭和六十二年版 犯罪白書』三四一頁以下。
- (9) 石原明・墨谷葵・前野育三・森本益之『改訂刑事政策』（青林書院新社 一九八〇年）三三頁。
- (10) 宮澤浩一「行刑思想の発展と動搖」（前掲『現代刑罰法体系 第七巻 犯罪者の社会復帰』）二二頁。
- (11) 前掲『資料・監獄法改正』二五四頁。

六 ち す び

現在、開放処遇適格者と判定された受刑者が、全受刑者の二パーセント強を占めているに過ぎないということは、決して十分なものとはいえない。開放処遇は矯正の最先端の部分であり、ショーウィンドーであって、本来の課題として多数の閉鎖処遇受刑者がいるといわれるかもしれないが、受刑者はもちろん、矯正に携わる者にとっても、最大

の生き甲斐を感じることができるのは、受刑者の社会改善・社会復帰以外にはありえないのではないだろうか。そうだとすれば、矯正職員と受刑者の信頼関係を基礎とする開放処遇の拡大の努力が重要であると強調されなければならない。

(1) 一九七一年に成立した台湾の外役監獄は、近隣社会への配慮、職員の問題、処遇の効果などの面でいちじるしい効果をあげ今日では社会の評価も高まっているといわれている。現在行われている作業が農業、牧畜のみであるところから、今後の台湾の工業社会への変換にそなえ、受刑者の社会復帰のためにも、その作業形態を工業社会に見合ったものに変換していかねればならない。また、保健衛生のための、あるいは受刑者の不慮の事故に備えての医療設備の充実が要望されているなど、まだまだ問題は残っているが、受刑者の人権の尊重、刑罰の人道化、社会復帰の理念の実現のために、幾多の障害を乗り越えて「刑は刑なきを期す」を目指して努力している台湾外役監獄の今後に期待したい。

(本学助教)